

●香川県告示第139号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和8年7月7日

香川県知事 池田豊人

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

丸亀市土器町東八丁目537番地1

四国化成工業株式会社 代表取締役社長 濱崎 誠

(2) 事業場の所在地及び名称

坂出市番の州町12番地14

四国化成工業株式会社 坂出工場

(3) 特定施設に関する事項

設置しようとする特定施設

種	類	有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設	
能	力	処理能力 240m ³ /日 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	令和9年3月1日	
	工事完成予定年月日	令和9年4月30日	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続8時間	
排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態	項 目	通 常	最 大
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	50	200
	化学的酸素要求量 (mg/L)	50	200
	浮遊物質 (mg/L)	7	70
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		4.4	100

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	電子化学材料排水処理施設			
能	力	347m ³ /日			
汚水等の処理方式		中和処理及びフィルター分離方式			
工 期 等	工事着手予定年月日	令和9年3月1日			
	工事完成予定年月日	令和9年4月30日			
	使用開始予定年月日	完成後			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間			
処 理 前 及 び 処 理 後	項 目	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	生物化学的酸素要求量	50	200	5	15

汚水等の汚染状態	(mg/L)				
	化学的酸素要求量 (mg/L)	50	200	5	15
	浮遊物質 (mg/L)	7	70	1未満	5
排出される汚水等の量(m ³ /日)		20	347	20	347

(5) 排水の汚染状態及び量

区 分		総 合 排 水 口	
排水の汚染状態	項 目	通 常	最 大
排水の汚染状態	化学的酸素要求量 (mg/L)	5	15
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	5	15
	浮遊物質 (mg/L)	1未満	5
排水の量 (m ³ /日)		23	350

ほかに排水口が1か所（雨水専用）ある。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和8年7月7日から同月28日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

坂出市市民生活部生活環境課